

摩訶不思議な技術提案

入札手続きに総合評価方式が導入され、入札参加者に技術提案を求めてそれに評点を与え、入札額との総合評価で落札者を決めるようになってから10年以上経つ。いかなる制度も時間が経つと弊害が生まれ、制度疲労を起こしてくる。

最近の技術提案の課題設定の話を聞いていると、それを実感せざるを得ない。シールドトンネルの工事で、「既設農業用水路の下を通過する区間がありシールドトンネルとの離隔が約2mと近接している。既設農業用水路の変位による漏水の発生が懸念されることから、変位を最小限に抑えることが重要。」として、「掘進に伴う既設農業用水路の変位を軽減するための工夫」を求める課題設定があったそうだ。

一体、技術提案に何をどこまで求めているのだろうか。この命題にまともに答えるならば、地質調査を行って土質の解析を行うとともに、既設農業用水路の構造や老朽化の状況等を把握した上での工法検討が必要であろう。公告から技術提案の提出締切までは1ヶ月程であり、この中でこのような調査、分析、検討を行うことは不可能である。発注手続きに入る前の調査設計段階で十分に詰めておくべき課題だろう。

他の事業地区でも、同じくシールド工事で、「工事区間に近接した住宅地では、生活用水を地下水に依存している地域があり、シールドの施工に際しては、掘進に伴う構造物の変位に加え、地下水の枯渇や汚濁を考慮した掘進管理が必要である。」として、「シールド工法における掘進管理について」という課題設定があったという。注釈を読むと掘進状況のデータ監視による施工管理の方法というようなものではなく、枯渇や汚濁を避けるような工法上の工夫が期待されているという。

これも周辺の地質データ、井戸の分布状況や構造が分からないとまともな検討はできない。あくまで一般論での対策は示せるだろうが、それが当該地区で

有効かどうかを1ヶ月の期間では確認しようもない。

そもそも入札時の技術提案とは、施工の品質を確保するため応札者の技術力を確認しようとするものであるのに、なぜこのような調査設計段階で詰めておくべき摩訶不思議な課題が技術提案に出てくるのだろうか。おそらくは現場条件が複雑な工事で調査設計段階でいろいろと施工方法や仮設計画を検討してきたが確信が持てず、発注時期も迫ってきており、不安材料を抱えたままの発注とならざるを得なくなっている中で、入札参加者、つまりは大手ゼネコンならどう対応するのか、事前に知恵を借りたいというような気持ちに近いのではないだろうか。

であれば、発注時の技術提案ではなく、ECI方式を導入して、コンサルの詳細設計の段階からゼネコンに技術協力業務を発注し、施工方法や仮設計画を検討させ、それを設計業務に反映する仕組みとする方が、検討期間も十分取れてゼネコンの技術力を活用することができる。

入札手続きの中で先の例のような技術提案の課題を出されると、入札に参加する方は、本来設計段階で詰めておくべき課題であるのに、このような提案を求めるのは十分な設計検討がなされていないのではないか、受注後に大幅な工法変更が必要となり、契約変更で十分見てもらえなかったら大幅な赤字になるのではないか、下手に一般論で対策や工法を提案して受注後にそれが有効に機能しなかったら、既設構造物の手直し工事や汚濁した井戸の補償を負担させられるのではないか、などと心配になってくるという。

このような技術提案の課題をみていると、まるで薔薇の花園に向かって歩いている主人公の少女が手前にある底無し沼に気づかず、足を取られ、やがて首まで浸かるというようなホラー映画の予告編を見ているような気分になると言ったら発注者に失礼だろうか。